

# 兵庫県公報

平成20年9月16日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

監査委員公告 住民監査請求に係る監査の結果 .....	ページ 1
--------------------------------	----------

## 監査委員公告

### 住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成20年9月16日付けで兵庫県教育委員会及び請求人に通知したので、これを公表する。

平成20年9月16日

兵庫県監査委員

北 林 泰  
矢尾田 勝  
杉 尾 良 文  
天 宅 陸 行

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成20年7月18日、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書(以下「請求書」という。)が、明石市林2丁目12番32号 河合克彦外1人から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

兵庫県立伊川谷高等学校(以下「伊川谷高校」という。)に勤務していた養護教諭(以下「養護教諭」という。)は、平成19年8月14日及び15日にこうべ環境未来館で、同月16日に兵庫県立のじぎく会館で、同月28日及び29日に小野市立図書館でそれぞれ研修を実施したとの報告書を提出しているが、同月15日は、こうべ環境未来館の休館日であった。

よって、上記研修報告書に記載されているような研修がされていないことが確認され、これは、職務専念義務違反である。

ところが、兵庫県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、養護教諭に何の措置も講じていない。これは、不当な公金の支出である。

###### イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、兵庫県が被った損害を補てんする必要な措置が講じられることを求める。

##### (2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

ア 請求人のうち1人が、平成20年6月30日に伊川谷高校を訪問し、教頭及び事務長と面談した状況、同日養護教諭と電話でやり取りをした状況、同年7月2日に兵庫県立のじぎく会館を訪問し、事務局長と面談した状況並びに同月3日にこうべ環境未来館の職員と電話でやり取りをした状況をそれぞれ記録したとする「事実を証する書」と題する書面

イ 平成19年9月3日付けの養護教諭が提出した研修報告書の写し(別紙として同年8月14日から16日

まで並びに同月28日及び29日の研修内容が添付)

### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成20年7月18日(請求書提出日)付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述等

平成20年8月19日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)本件措置請求に関して請求人のうち1人から、おおむね次のとおり陳述があった。

請求書に添付した研修報告書に書いてあるとおり、休業している施設に研修に行ったとしている。また、県教育委員会と学校の管理職が研修をしなくてもいいという合意になっていることが現れていると思う。

例えば、他の県立学校の研修報告書でも、8月13日から1週間研修した分について9月3日まで研修報告を出さない。これはどういうことか。これはおそらく、9月3日に学校に来られて書かれたのだと思う。どんなことを研修したのか、本人にお聞きしたいが、学校長は会わせてくれない。県教育委員会に聞いても、管理職が処置するものだという事である。

研修はしてもらっていい。本当にしているならそれでいいのだが、していないことをしたふりをするということが、問題があると思って、問題提起をした。

### 2 執行機関の陳述の要旨

平成20年8月19日、県教育委員会の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項)、おおむね次のとおり陳述があった。

#### (1) 県教育委員会の学校長に対する指導

教育公務員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)で、職務遂行上不可欠なものとして、研修というものが位置付けられ、特に、同法第22条第2項には、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」と規定されている。

この承認研修(教特法第22条第2項に基づく研修をいう。以下同じ。)の取扱いに関しては、県教育委員会は、平成14年に学校週5日制が完全実施される中で、教員の研修と休暇が同一視されているのではないかとの指摘を受け、事前の研修願いや事後の報告を確認するようにとの国からの通知も踏まえ、保護者、地域住民の誤解等を受けないよう、各学校に対し、指導を行ってきている。

また、毎年7月及び12月の年2回、各学校長あてに通知している「綱紀肅正及び服務規律の確保について」においても、承認研修は勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、より適切に行われるようにと指導している。

#### (2) 養護教諭の承認研修の実施状況等

養護教諭の平成19年8月の承認研修(以下「本件承認研修」という。)の研修項目については、伊川谷高校の校長(以下「校長」という。)が、保健部長という養護教諭の校務分掌等から適切であり、研修場所も、研修項目にふさわしいものと考え、本件承認研修を承認したものであるが、請求人が指摘している本件承認研修の実施状況は、本人に確認したところ、次のとおりであった。

ア 平成19年8月14日は、研修報告書どおり、こうべ環境未来館で研修を実施した。

イ 平成19年8月15日は、こうべ環境未来館で研修の予定だったが、自宅で資料を読んでいた。

ウ 平成19年8月16日は、研修報告書どおり、兵庫県立のじぎく会館で研修を実施した。

エ 平成19年8月28日は、小野市立図書館で研修の予定だったが、伊川谷高校の保健室で保健の業務をしていた。

オ 平成19年8月29日は、研修報告書どおり、小野市立図書館で研修を実施した。

#### (3) 本件についての県教育委員会の見解

研修の実施場所が休館日であった平成19年8月15日及び28日の2日間の研修については、申し開きができず、その2日分の給与を減額すべきものと考えている。

本件承認研修では、5日間研修を実施したとして報告がされたが、研修内容、研修場所、研修日程な

どについての点検が不十分であった。そのことについては、県教育委員会としては、毎年、いろいろな形で指導してきたが、不十分さがあつたことを認めざるを得ない。

なお、承認研修は、教員の自由裁量を認めるものではなく、本属長である学校長の裁量・判断に委ねられていると認識しており、校長として研修計画及び研修報告が適切であったか否かについて、もっと確認すべきであったと深く反省している。今後は、研修時期及び研修施設の運営状況を含めて確認し、県民に信頼される学校づくりに努めていく。

### 第 3 監査の対象

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面にに基づき、本件承認研修を理由とした職務専念義務の免除に係る平成19年 8月分の給与の支出を監査の対象事項とした。

### 第 4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、その一部について、理由のあるものと認める。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、平成20年 8月19日に実施した請求人の陳述及び県教育委員会の陳述、同月 5日、11日及び13日に県教育委員会に対して実施した実地調査並びに同月 5日、8日及び11日に実施した関係人調査（自治法第199条第 8項）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 1 認定した事実

##### (1) 本件承認研修に係る研修計画書及び研修報告書の内容

養護教諭が提出した本件承認研修に係る研修計画書及び研修報告書の内容は、次のとおりである。

研修日	研修計画書の内容	研修報告書の内容
平成19年 8月14日	こうべ環境未来館で、ゴミ問題に対する神戸市の取組実態の調査	こうべ環境未来館で、リサイクルセンターの分別処理及び神戸市での分別収集状況の調査
同 月15日	同 上	こうべ環境未来館で、神戸市の家庭での二酸化炭素の排出実態の調査
同 月16日	兵庫県立のじぎく会館で、県の部落・在日問題の実態調査	兵庫県立のじぎく会館で、同和問題の実情及び対策の調査
同 月28日	小野市立図書館で、ゴミ問題に対する神戸市の取組実態及び県の部落・在日問題の実態調査	小野市立図書館で、日本政府による朝鮮支配の歴史の調査
同 月29日	同 上	小野市立図書館で、廃棄物の減量及び処理並びにエネルギーの使用と環境への負荷の調査

##### (2) 本件承認研修の承認状況

ア 養護教諭は、平成19年 7月17日付けで本件承認研修に係る研修計画書を教頭に提出し、事務長を経て、校長は、その計画を承認した。

イ 養護教諭は、平成19年 9月 3日付けで本件承認研修に係る研修報告書を教頭に提出し、事務長を経て、校長は、その報告を確認した。

ウ 養護教諭は、研修計画書又は研修報告書の提出後において、研修計画の変更を事前に願い出る変更願の提出又は研修報告書の訂正の申出等本件承認研修の内容を変更した旨を校長等に一切報告していなかった。

なお、養護教諭からは、各研修日について、事前に休暇等の手続は行われていない。

エ 研修計画書及び研修報告書の提出を受けた際、校長は、提出された書面に記載された事項のみで承認等を行っており、養護教諭に対し、それらに記載された内容について、説明や確認を求めることはしていない。

(3) 本件承認研修の実施状況

ア 平成19年 8月15日の研修

養護教諭は、こうべ環境未来館での研修は必要がないと考え、当該施設に赴かず、研修計画書どおりの研修を行っていない（なお、当日は当該施設は休業日であったが、養護教諭は、当日このことを知らなかった。）。

イ 平成19年 8月28日の研修

養護教諭は、小野市立図書館に赴かず、研修計画書どおりの研修を行っていない。このことについて、養護教諭本人は、伊川谷高校で書類整理をしていたとのことであったが、出勤簿の押印もなく、また、養護教諭自身も、出勤した旨を教員の出勤を管理する教頭に伝えておらず、また、教頭も養護教諭の出勤を確認していないことから、勤務していた状況は明確には認められない（なお、当日は当該施設は休業日であったが、養護教諭は、当日このことを知らなかった。）。

ウ 平成19年 8月14日、16日及び29日の研修

養護教諭が研修計画書どおりに当日これらの施設を訪問したこと及び研修報告書に記載する研修を実施したことを否定できる明確な事実は認められない。

(4) 県教育委員会の指導等

ア 県教育委員会は、承認研修に関して、県立学校長に対し、次の指導等を従来から行っている。

(ア) 毎年7月と12月の年2回、承認研修の承認に当たって、学校長は計画書、報告書の内容がより具体的に記載されるよう教員を指導するとともに、研修内容の把握・確認を厳正に行い、研修場所の変更や年次休暇を取得する等、計画を変更する場合の事前申出等について指導を徹底すること等を文書で各県立学校長あてに通知している。

(イ) さらに、各地区で行われる校長会開催の際などに、具体的に、承認研修の承認に当たっては、研修日、研修場所及び研修内容について、厳しく確認を行い、疑問がある場合には教員本人から説明を求める等して、承認を行うよう各学校長を指導するとともに、毎年管理主事が学校訪問を行い、承認研修の内容の把握・確認の徹底に努めるよう各学校長を指導している。

イ しかし、本件についていえば、校長は、本件研修計画書の提出期限（平成19年7月17日）の後の職員会議で、上記通知の内容を教員に説明しており、また、上記(2)エのとおり、書面に記載された事項のみで承認等の手続を行っている。

(5) 養護教諭の給与の支給状況等について

承認研修の承認は、教特法に基づくものであるから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する法律に特別の定めがある場合に該当し、職務に専念する義務の特例としてその義務が免除されるものであり、給与上も有給とされている。養護教諭の平成19年8月分の給与は、同月16日に支給され、同月15日及び28日の承認研修に関して、現在まで同月分の給与に係る減額調整、返還請求等の処理は行われていない。

## 2 判断

(1) 教特法第22条第2項による承認研修は、事前に学校長から承認を受けた研修が実施されることによって、教員に対して地方公務員法第35条に規定する職務専念義務が免除される。具体的には、県立学校教職員の服務に関する規程（昭和39年教育長訓令甲第3号）によって、あらかじめ研修日、研修内容等を記載した研修計画書を提出し、学校長の承認を受け、研修終了後に研修報告書を提出し、計画どおり実施した研修について学校長の確認を受けることにより、職務専念義務が免除されるものである。

(2) 上記1で認定した事実のとおり、養護教諭は、研修報告書において、平成19年8月15日にこうべ環境未来館、同月28日に小野市立図書館で研修を実施したと記載しているが、その内容は虚偽であり、両施設において、校長の承認を受けた研修計画書に記載された研修内容を実施していない。また、事前に校長に対して研修変更願を提出する等、研修計画の変更に必要な手続等を一切行っていない。

したがって、この両日については、あらかじめ校長によって承認された内容の研修を実施しておらず、教特法第22条第2項に規定する承認研修に該当しないので、職務専念義務が免除されたものとは認めら

れない。また、伊川谷高校での勤務や休暇の取得等の事実もないから、欠勤に当たるものと認められる。

なお、平成19年8月14日、16日及び29日については、研修の実施に関して否定する事実はないので、欠勤に当たるとは認められない。

よって、県教育委員会は、平成19年8月15日及び28日の2日分について、給与を返還することを、養護教諭に対して求める必要があるものと判断する。

#### 第5 県教育委員会に対する勧告

県教育委員会は、本件承認研修の実施を理由として職務専念義務を免除されていた養護教諭の平成19年8月15日及び28日の2日間の給与の額と、その額について年5分の割合で計算して得られた額を合計した額について、養護教諭に対して補てんを求めること。

措置期限

平成20年12月16日

#### 第6 意見

本件においては、養護教諭は、校長から承認を受けた計画どおりに研修を行っていないにもかかわらず、研修を計画どおり実施したと報告を行ったこと、また、このことを校長が把握できず、これを許す結果になったことについては、養護教諭の承認研修に対する理解の不徹底とともに、校長が研修計画書及び研修報告書の内容の承認又は確認の手続について、その趣旨を十分踏まえないまま形式的に行っていたこともその一因であったと考えられる。

このことから、県教育委員会は、従来から適正な承認研修の取扱いについて指導を行ってきたところではあるが、改めて各県立学校長が、各教員に承認研修の趣旨及び手続を周知・徹底させるとともに、研修計画及び研修報告について、国からの通知を踏まえて研修内容の把握・確認を厳正に行うことにより、適正なサービスの確保が図られるよう、各県立学校長を指導されたい。